

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	1
○国土調査の成果の認証（ 〃 ）	1
公 告	
○高知県立月見山こどもの森の指定管理者の募集（環境共生課）	1
高知県教育委員会公告	
○高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の募集（教育委員会事務局生涯学習課）	2
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者（7・28掲示）	3
監査公表	
○定期監査の執行結果（消防学校ほか）	3
落札公告	
○落札者等の公告（2件）（土木政策課）	5

告 示

高知県告示第582号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成29年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
酒 井 医 院 吾 川 郡 仁 淀 川 町 土 居 甲 941 平 29 ・ 7 ・ 25

高知県告示第583号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公

共測量を実施する旨の通知を平成29年7月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（数値図化、航空レーザ測量）
- 2 作業期間
平成29年6月27日から平成30年1月31日まで
- 3 作業地域
土佐市、吾川郡いの町並びに高岡郡佐川町、越知町及び日高村

高知県告示第584号

安芸市本町三丁目の一部地区並びに寿町、久世町及び清和町地区、四万十市初崎の一部地区、安芸郡馬路村馬路の一部地区並びに吾川郡いの町中追の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 安芸市
 - (2) 四万十市
 - (3) 馬路村
 - (4) いの町
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 安芸市本町三丁目の一部並びに寿町、久世町及び清和町
平成22年度及び平成23年度
 - (2) 四万十市初崎の一部
平成25年度から平成27年度まで
 - (3) 安芸郡馬路村馬路の一部
平成25年度及び平成26年度
 - (4) 吾川郡いの町中追の一部
平成23年度及び平成24年度
- 3 成果の名称
 - (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
 - (2) 四万十市地籍図及び地籍簿
 - (3) 馬路村地籍図及び地籍簿
 - (4) いの町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
平成29年8月15日

公 告

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成29年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称
高知県立月見山こどもの森（以下「月見山こどもの森」という。）
 - (2) 施設の場所
香南市香我美町岸本及び夜須町坪井
 - (3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 月見山こどもの森における行為の許可等、月見山こどもの森のキャンプ場及びこどもの森ハウスの利用の許可等、行為又は利用の許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務
 - (2) 月見山こどもの森の施設、設備等の維持管理及び補修に関する業務
 - (3) 月見山こどもの森の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、月見山こどもの森の利用において、県民の平等利用を確保し、月見山こどもの森の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、月見山こどもの森の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。
なお、グループの構成は、次のいずれかとする。
 - (1) 県内事業者のみによるもの
 - (2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの
- 5 指定の手続
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 2の業務に係る事業計画書
 - イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類
 エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書
 キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
 (2) 募集期間は、平成29年8月15日（火）から同年10月13日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年10月13日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
 (3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 (4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
 なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部環境共生課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>）からも入手することができる。
 (5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
 6 その他
 県は、指定管理者と月見山こどもの森の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
 7 申請書等の提出場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先
 郵便番号780-8570
 高知市丸ノ内一丁目7番52号
 高知県林業振興・環境部環境共生課
 電話番号088-821-4842 ファクシミリ番号088-821-4530
 電子メールアドレス030701@ken.pref.kochi.lg.jp

 教育委員会公告

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。
 平成29年8月15日
 高知県教育委員会事務局 教育次長（総括） 北村 強
 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 (1) 施設の名称
 高知県立塩見記念青少年プラザ（以下「青少年プラザ」という。）
 (2) 施設の場所
 高知市小津町6番4号
 (3) 施設の概要
 募集要項に記載のとおり
 2 指定管理者が行う業務
 (1) 青少年プラザの許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
 (2) 青少年プラザの許可施設の使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
 (3) 青少年プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務
 (4) 青少年プラザの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
 3 指定期間
 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
 4 応募資格
 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、青少年プラザの利用において、青少年の平等利用を確保し、青少年プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年プラザの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。
 なお、グループの構成は、次のいずれかとする。
 (1) 県内事業者のみによるもの
 (2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの
 5 指定の手続
 (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
 ア 2の業務に関する事業計画書
 イ 2の業務に関する収支予算書
 ウ 2の業務に関する管理代行料提案書

エ 定款、規約その他これらに類する書類
 オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
 (2) 募集期間は、平成29年8月15日（火）から同年10月13日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年10月13日午後5時までに7の提出場所に必着すること。
 (3) 説明会を平成29年8月29日（火）に開催する予定（参加を希望するものがない場合は、開催しない。）であるので、参加を希望するものは、7の参加申込先に事前に申し込むこと。
 (4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 (5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
 なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310401/>）からも入手することができる。
 (6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
 6 その他
 高知県教育委員会は、指定管理者と青少年プラザの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
 7 申請書等の提出場所、説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先
 郵便番号780-8570
 高知市丸ノ内一丁目7番52号
 高知県教育委員会事務局生涯学習課
 電話番号088-821-4745 ファクシミリ番号088-821-4505

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月28日（掲示済）

高知県監査委員 西内 健
同 池脇 純一
同 坂田 和子
同 植田 茂

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
堀 重樹 兵庫県姫路市飾磨区清水179番地 グラジオ飾磨駅前302号
福田 敏信 大阪府枚方市渚南町37番14号
金 一寿 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目4番15-803号
吉田 博昭 兵庫県三木市大塚一丁目4番12号
川端 謙太 兵庫県川西市萩原台西三丁目332番地
上東 潤也 大阪府大阪市福島区鷺洲五丁目10番8-1003号

- 2 監査の事務を補助できる期間
平成29年7月28日から平成30年3月31日まで

監 査 公 表

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年8月15日

高知県監査委員 西内 健
同 池脇 純一
同 坂田 和子
同 植田 茂

第1 監査の実施

平成29年度の監査対象機関236機関のうち53機関に対して、平成29年5月9日から同年7月27日まで定期監査を実施した。

部局名	対象機関数	今回実施機関数	
		委員監査	書面監査
知事部局	151	32	3

教育委員会	64	6	8
警察本部	13	1	1
公営企業局	4	2	—
その他の機関	4	—	—
計	236	41	12

第2 監査の結果及び意見

今回、53機関で監査を実施し、24機関において合計40件の不適正な事務処理が認められた。これは、昨年度同時期と比較して2件の増となっている。

その内訳では、違法又は不当な事項では正すべきもののうち重大なものである「指摘事項」は昨年度同時期の1件から該当なしとなっているが、「注意事項」は37件から40件に増加している。

「注意事項」についての事務区分別の件数及び主な内容は別表1、実施機関別の件数等は別表2のとおりである。

事務区分別では、契約事務が14件と最も多く全体の35パーセントを占めており、契約事務の重要性を今一度再認識する必要があると考える。次いで支出事務が8件、収入事務が4件となっている。前年度と比較すると、契約事務は11件から14件に増加しているが、支出事務は9件から8件に、収入事務は6件から4件に減少している。

「注意事項」の多くは、管理職員等をはじめとして職員間で必要なチェックが不足していたこと、財務会計事務についての基本的な理解が不足していたこと等によるものと考えられる。

これまでも繰り返し適正な執行を求めてきたところであるが、再度、管理職員等も含め全職員への周知徹底を求める。

別表 1（事務区分別）

注意事項

区分	件数	割合 (%)	主な内容
収入事務	4	10.0	<ul style="list-style-type: none"> 収入調定額の誤り 収入調定書の出納員確認漏れ
支出事務	8	20.0	<ul style="list-style-type: none"> 委任状の不備 前渡資金の精算誤り 出納員不在時の確認入力 支払済印の押印漏れ 支出個別表の照合確認漏れ 所得税源泉徴収誤り 交通費の支給方法の誤り 個人のポイントカードの使用
契約事務	14	35.0	<ul style="list-style-type: none"> 契約書等の不備（違約金の額の誤り、遅延利息の率の誤り、別記様式添付漏れ及び請書の割印漏れ） 入札すべき事案の随意契約 随意契約の適用条項誤り 予定価格の誤り 複数見積書徴取漏れ 検査漏れ 提出物の徴取漏れ 長期継続契約の適用誤り
財産・物品管理	3	7.5	<ul style="list-style-type: none"> 不服申立ての教示の記載誤り 郵便切手類等出納簿の記帳漏れ 劇毒物の不適正な管理
服務管理	3	7.5	<ul style="list-style-type: none"> 旅行命令誤り
給与・旅費支給事務	3	7.5	<ul style="list-style-type: none"> 旅費の支給誤り 通勤手当の支給誤り
庶務	3	7.5	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車登録簿への登録漏れ及び更新漏れ
その他	2	5.0	<ul style="list-style-type: none"> 「浄書・校合・公印」欄の押印漏れ
計	40	100.0	

別表 2（実施機関別）

（【 】：特別指摘件数で内数、（ ）：指摘件数で内数）

機関名	事務区分									委員監査日	
	収入	支出	契約	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	その他	計	■：書面監査日	
知事官庁											
危機管理部											
消防学校									0		■平成29年7月27日
健康政策部											
安芸福祉保健所	1	1		1					3		平成29年7月13日
中央西福祉保健所			2						2		平成29年6月2日
須崎福祉保健所		2							2		平成29年5月23日
幡多福祉保健所									0		平成29年7月19日
衛生研究所									0		平成29年6月19日
幡多看護専門学校			1						1		平成29年7月19日
食肉衛生検査所									0		平成29年7月20日
地域福祉部											
精神保健福祉センター									0		■平成29年7月27日
希望が丘学園	1								1		平成29年5月9日
中央児童相談所									0		平成29年5月9日
幡多児童相談所									0		平成29年7月20日
文化生活スポーツ部											
消費生活センター									0		平成29年5月19日
女性相談支援センター								1	1		平成29年5月9日
商工労働部											
計量検定所		1							1	2	■平成29年7月27日
工業技術センター	1								1		平成29年5月9日
紙産業技術センター									0		平成29年5月19日
高知高等技術学校									0		平成29年7月13日
農業振興部											
安芸農業振興センター			1						1		平成29年7月13日
須崎農業振興センター					1				1		平成29年5月10日
中央西農業振興センター									0		平成29年6月21日
幡多農業振興センター									0		平成29年7月19日
農業技術センター									0		平成29年7月13日
果樹試験場			1						1		平成29年5月19日
茶業試験場									0		平成29年6月19日
病害虫防除所									0		平成29年7月13日
畜産試験場		1							1		平成29年6月1日
中央家畜保健衛生所			1		1				2		平成29年6月19日
西部家畜保健衛生所									0		平成29年7月20日

（【】：特別指撻件数で内数、（）：指撻件数で内数）

機関名	事務区分									委員監査日 ■：書面監査日
	収入	支出	契約	財産・物品	服務	給与・旅費	庶務	その他	計	
林業振興・環境部										
嶺北林業振興事務所									0	平成29年6月21日
中央西林業事務所									0	平成29年5月10日
須崎林業事務所									0	平成29年5月23日
環境研究センター									0	平成29年5月10日
水産振興部										
水産試験場				1					1	平成29年5月19日
土木部										
高知土木事務所		1	4						5	平成29年6月2日
公営企業局長教育委員室										
あき総合病院	1		2	1		1		1	6	平成29年7月13日
幡多けんみん病院						1		1	2	平成29年7月19日
教育センター									0	平成29年6月21日
中部教育事務所			1						1	■平成29年7月27日
西部教育事務所									0	平成29年7月20日
青少年センター									0	■平成29年7月27日
図書館						1			1	平成29年6月2日
心の教育センター							1		1	平成29年5月23日
高知西高等学校		1							1	■平成29年7月27日
春野高等学校									0	■平成29年7月27日
窪川高等学校			1						1	■平成29年7月27日
須崎工業高等学校									0	■平成29年7月27日
宿毛工業高等学校									0	■平成29年7月27日
高知ろう学校									0	平成29年5月19日
盲学校									0	平成29年6月1日
高知若草養護学校									0	■平成29年7月27日
警察本部										
須崎警察署		1							1	■平成29年7月27日
窪川警察署					1				1	平成29年6月1日
計	4	8	14	3	3	3	3	2	40	

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
国道195号防災・安全交付金（大柵橋上部工）工事 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日
平成29年7月24日
- 落札者の氏名及び住所
横河・駒井ハルテック・鉄建特定建設工事共同企業体 大阪府大阪市中央区瓦町四丁目3番7号
- 落札金額
2,447,928,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
平成29年5月26日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年8月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
国道493号道路災害関連（小島トンネル）工事 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日
平成29年7月25日
- 落札者の氏名及び住所
西松・関西・東山・大宮特定建設工事共同企業体 香川県高松市番町三丁目8番11号
- 落札金額
2,821,716,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成29年5月26日